

九州大学伊都地区構内交通規制実施要項

平成21年4月17日
伊都地区協議会裁定
平成21年7月24日
一部改正

(目的)

第1 この要項は、九州大学構内交通規程(平成21年度九大規程第20号。以下「規程」という。)及び箱崎キャンパス及び伊都キャンパスにおける入構車両の取り扱いに関する基本方針(以下「基本方針」という。)の施行を受け、移転過渡期の九州大学伊都地区構内(以下、「構内」という。)における自動車、二輪車(以下「自動車等」という。)、及び自転車の交通規制に関し必要な事項を定め、構内における道路、駐車場等、交通関連施設の整備計画との整合を図り、もって構内の安全、交通秩序の維持及び教育・研究環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要項における用語の定義は、次のとおりとする。

- イ 「部局等」とは、伊都地区に属する、規程第2条に規定する全ての部局及び学内共同教育研究施設等をいう。
- ロ 「二輪車」とは、自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

(交通規制の概略)

第3 交通規制は、入構及び駐車・駐輪について規制するものとする。

- 2 構内に入構することのできる自動車は、規程第3条及び第15条により入構を許可されたものに限る。
- 3 構内に入構することのできる二輪車は、部局等が定める所定の手続きを経たものに限る。
- 4 進入路、その他規制が必要な事項は、別紙のとおりとする。

(許可の基準)

第4 規程第5条第5項及び第6項に掲げる、各地区協議会が定める入構に係る許可の基準は、次のとおりとする。

(1)普通入構証の交付区分は、以下のとおりとする。

区 分	要 件
教職員	・自動車通勤し、かつ、自動車に係る通勤手当を受給している者。 ・テクニカルスタッフ、学術研究員、非常勤研究員等にあつては、所定の手続きを経て自動車による通勤を許可された者。
教職員に準じる者	・伊都地区に勤務する請負(委託)業者及び教職員組合学生後援会、図書出版会、(独)産業技術総合研究所・水素材料先端科学研究センター等の職員であつて、自動車通勤し、かつ、教職員の自動車に係る通勤手当の受給要件と同等と認める者。
大学院生及び研究生	・通学距離が2km以上で、研究のため帰宅が深夜に及ぶ者等自動車通学が妥当であると所属部局長が認めた者。 ・公共交通機関の利用が困難であると所属部局長が認めた

	者。
学部生	<ul style="list-style-type: none"> ・原則認めない。 ・4年生にあつては、大学院生及び研究生の要件を準用する。 ・本学の学生サークル(顧問教員がいるものに限る。)に属している者のうち、次の一に該当する者 <ul style="list-style-type: none"> (1)自動車部の活動のために自動車を使用する必要のある者 (2)課外活動遂行のためサークル団体が所有する自動車を使用する必要のある者 ・公共交通機関の利用が困難であると所属部局長が認めた者。
聴講生、科目等履修生	<ul style="list-style-type: none"> ・通学距離が5km以上で、自動車通学が妥当であると所属部局長が認めた者。
業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・構内に出入りする業者(伊都地区に勤務する請負(委託)業者を除く。)

(2)臨時入構証は、次に掲げる者に交付することができる。

イ 傷病または勤務の都合上、公共交通機関を利用することが一時的に困難で、自動車による入構が必要であると所属部局長が認めた者。

ロ 教育・研究の都合上、臨時に自動車による入構が必要であると所属部局長が認めた者。

ハ 課外活動又は試合等に伴う用具の搬入のため、臨時に自動車による入構が必要であると所属部局長が認めた者。

ニ 工事、物品搬入等のため臨時に自動車による入構が必要であると関係部局長が認めた者。

(3)一時入構証は、工事・物品搬入等のため臨時に入構する学外者及び別紙に定める事由により入構する者に交付することができる。

(4)特別入構証は、規程及び基本方針の定めによるもののほか、別紙に定める者に交付する。

(5)大学業務用入構証は、規程及び基本方針の定めによるもののほか、別紙に定める者に交付する。

(入構証の交付申請)

第5 普通入構証は、規程第5条第1項に定める申請書に必要事項を記入して申請する。ただし、学生及び大学院生に準じる者並びに聴講生、科目等履修生にあつては、次に掲げる書類を添付するものとする。

イ 文書による必要理由の説明書

ロ 運転免許証の写

ハ 車庫証明書

ニ 自動車車検証の写

ホ 任意保険証(対人、対物等)の写

2 臨時入構証は、規程第5条第2項に定める申請書に、文書による必要理由の説明書を添付して申請する。

(二輪車による入構)

第6 二輪車により入構しようとする者は、別に定める様式の申請書に次に掲げる書類を添付して部局長に対して申請する。ただし、教職員にあつては、二輪車による通勤届を提出し通勤手当支給を認定されたことをもって入構を許可されたものとする。

イ 運転免許証の写。

ロ 125cc以下の二輪車は、新規登録受付書の写

ハ 126cc～250ccの二輪車は、軽自動車届出済証の写

ニ 251cc以上の二輪車は、自動車検査証の写又は、自動車損害賠償責任保険証明書の写

ホ 任意保険証券(補償内容の確認ができるもの)の写

2 部局長は、前項の申請者のうち入構の許可を与えることが妥当であると認められた者に対して許可シールを発行し、二輪車の見やすい位置に貼付させるものとする。

(指導及び取締り)

第7 協議会は、必要に応じて、自動車等及び自転車の構内交通規制の指導及び違反者の取締り等を行うことができる。

(臨時の規制)

第8 協議会は、緊急事態又は本学の行事等のために必要な場合は、この実施要項の定めにかかわらず臨時の構内交通規制を行うことができる。

(課金の適用除外)

第9 伊都キャンパスの地域性を鑑み、規程第15条に定めるもののほか、課金適用除外者について、別紙のとおり定める。

(その他)

第10 この実施要項の取り扱いに関し必要な事項は、協議会の議により定める。

(実施)

第11 この実施要項は、平成21年5月1日から実施する。

2 この実施要項は、平成21年7月24日から実施する。

別紙

(駐車場所等)

1 構内における駐車場所及び車の進入路等は、別図のとおりとする。

(一時入構証)

2 実施要項第4第3号に定める事由は、緊急の用務のため出勤するとき、又は悪天候等で公共交通機関を利用できないとき、並びに本学の学生サークル(顧問教員がいるものに限る)に属している学生で、かつ課外活動遂行のため器具等を運搬する必要のある者とする。

(特別入構証)

3 実施要項第4第4号に定める者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の非常勤講師のうち旅費を支給されない者
- (2) 他地区の教員で伊都地区において授業等を行う者
- (3) 本学との共同実験のために入構する者
- (4) JA等の農業団体職員及び農業従事者
- (5) 緑地保全のためのボランティア団体

(大学業務用入構証)

4 実施要項第4第5号に定める者は、次のとおりとする。

- (1) 部局の委員会等へ出席する者のうち公共交通機関による移動が困難と判断される者
- (2) 燃料電池自動車等実証実験のために入構する者

(課金の適用除外者)

5 実施要項第9に定める課金の適用除外者は、次のとおりとする。

- (1) 高圧ガスの配達車
- (2) 大学が発注した物品の配達車
- (3) 共同研究のための来学者
- (4) 伊都キャンパスを会場として開催される研究集会、講演会、学習会等の参加者
- (5) 他地区の学生で伊都地区において研究発表等を行う者
- (6) 本学の学生サークル(顧問教員がいるものに限る。)の外部実技指導講師(OBを含む。)
- (7) 施設見学者(事前に申し出があったものに限る。)及び構内食堂を利用する一般市民
- (8) その他、部局長が妥当であると認めた者